明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働六七）　一

〔告　示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府一三八）　一
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産七一一～七一八）　二
○保安林の指定を解除する件（同七一九、七二〇）　三
○地すべり防止区域を追加指定する件（同七二一）　三
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（特許庁六）　三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項に基づき船級協会の登録を更新した件（国土交通六五五）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六五六～六五八）　三
○航路標識に関する件（海上保安庁七〇、七一）　三
○道路に関する件（北海道開発局八七、八八）　三

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
内閣　防衛省　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕
官庁事項　六
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　七

〔公　告〕
諸事項　八
官庁　八
財団関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、復権、特別清算、再生関係　八
会社その他　九

省令

○厚生労働省令第六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第一号ト中「収入」の下に「（平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金又は子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金（以下「給付金」という。）を除く。）」を加え、同項第二号ホ及び第三号ヘ中「収入」の下に「（給付金を除く。）」を加える。

第十八条の四第一項第一号ヘ及び第二号ヘ中「収入」の下に「（給付金を除く。）」を加える。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号ヘ中「収入」の下に「（平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金又は子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○内閣府告示第百三十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年五月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　東京都

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアヘッドクォーター特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際会議等参加旅客不定期航路事業、外国企業進出促進支援事業、国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業、高度人材外国人受入促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○国税庁告示第七号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三日

国税庁長官　稲垣　光隆